平成２８年（フ）第３２３号
愛媛県松山市恵原町769番地３
債務者　安岡　義一
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３８号
愛媛県松山市大橋町226番地、住民票上の住所愛媛県伊予市三島町116番地
債務者　井上　達夫
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４２号
愛媛県上浮穴郡久万高原町菅生２番耕地1776番地２　北村住宅２号　天野亜弥美方、住民票上の住所愛媛県上浮穴郡久万高原町上野尻甲63番地１
債務者　大上　憂真
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５８号
愛媛県松山市朝日ヶ丘２丁目９番28号
債務者　坂本　るみ
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６９号
愛媛県松山市東石井１丁目５番35号
債務者　渡部　隆雄
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５８号
福岡県八女市立花町谷川1000番地１
債務者　高橋　育宏
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第５９号
前住所福岡県八女郡広川町大字新代1665番地１　グランディール中広103号
債務者　田中　留美
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第３５８号
大分県臼杵市大字江無田229番地の２　県営新地　ＨＲＲ－１の604号
債務者　眞内めぐみ
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４０２号
宮崎市佐土原町下那珂695－８　ヴァンサンカン102号、住民票上の住所宮崎市生目台東３丁目30番地10
債務者　長野　美春
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７６０号
京都府京田辺市草内中垣内30番地
債務者　所川　榮子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９８号
京都市右京区太秦安井西裏町22番地12　ＳＪＳ花園ハイツ　202
債務者　山田　誠宣
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
松江市外中原町44番地２　102号、前住所松江市黒田町240番地１
債務者　持田　隆一
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９２号
沖縄県那覇市若狭１丁目６番22号
債務者　照屋　昭夫
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第８９号
石川県加賀市山田町ヲ31番地　友宝マンション306号
債務者　畝村　季佳
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第５２号
兵庫県淡路市郡家72番地８　拠点ゾーンコミュニティ住宅泉一42
債務者　橋本　満子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第５５号
兵庫県淡路市志筑3022番地　津名アーバンパレス405号
債務者　長谷川晃子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第６９９号
千葉県流山市東初石４丁目184番地の８　東初石アイビーハイツ111
債務者　髙橋　望美
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部